

狭あい道路整備のお知らせ

— 安全・安心なまちづくりのために、
皆さんのご協力をお願いします。 —

道路は、歩行者や消防自動車など緊急自動車の通行、災害時の避難や日照採光や通風を確保する空間として、皆さんの生活に直結した重要な役割を果たしています。

加古川市では、「災害に強いまちづくり」や「生活に身近な道路の整備」を推進するため、平成12年度から「生活道路整備要綱」により、幅員4m未満の建築基準法第42条第2項の市道について拡幅整備に取り組み、建築主のご理解とご協力により、市内の多くの道路後退用地を市道として整備してきました。

平成23年4月から一部制度を見直し、「狭あい道路整備要綱」によりさらに効果的な道路整備を推進していきます。



～狭あい道路整備要綱により～

「後退道路用地」（拡幅後の道路境界線と既存道路の境界線との間に存在する土地）は・・・

- ◇ 無償使用契約により市道の区域に編入し、市道として管理します。
- ◇ 暫定的に市が舗装整備します。
- ◇ 翌年から固定資産税（都市計画税を含む）の非課税の対象となります。
- ◇ 将来的には路線ごとに市が道路整備を行います。

「狭あい道路整備要綱」の概要	
対 象	① 幅員4m未満の建築基準法第42条第2項の加古川市道 ② 加古川市開発事業の調整等に関する条例による協定道路 ③ 地区計画内の幅員4mに指定された地区施設道路 上記①～③で建築確認申請がなされる建築行為に係る土地 <small>※加古川市開発事業の調整等に関する条例による開発事業及び加古川市道路位置指定取り扱い基準に基づくものはこの制度は適用できません。</small>
後退する幅員	原則として道路の中心から2.17m（将来的に有効幅員4mとするため）
後退道路用地の整備など	<ul style="list-style-type: none"> 市と無償使用契約 市道への区域編入（市道区域編入後は、市道として市が管理します。） 後退道路用地は市が暫定的に整備。 隅切りも対象となります。 翌年から固定資産税（都市計画税含む）の非課税の対象となります。（契約の年は、非課税の対象となりません。） 将来的には路線ごとに市が測量・用地買収・道路整備工事を行います。
門・塀等の補償	ありません

※ 後退道路用地内に、電柱、水道・ガスのメーター類、下水桝などがある場合は、宅地内へ移設をお願いします。

※ 後退道路用地に抵当権が設定されている場合は、市道への区域編入に関する抵当権者の同意書も必要となります。（抵当権者の記名・押印が必要です。）

◆ 後退道路用地の整備等を希望される建築主は、事前協議の申請が必要です。建築指導課までご相談ください。

※ 建築基準法第42条第2項道路とは・・・

建築基準法が施行され、都市計画区域に入った当時に、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁（加古川市）が指定したものをいいます。

原則としてこの道路の中心から、両側にそれぞれ2m後退したところを道路の境界線とみなします。



◇ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

加古川市 都市計画部 建築指導課 建築指導係

電 話 : 079-427-9260 (直通)

F A X : 079-441-7101

Eメール : ken_shidou@city.kakogawa.lg.jp